

令和 3年 4月 吉日  
川 口 信 用 金 庫

お客様 各位

### 取次金庫への移行に係る外国為替業務の変更について

平素は、川口信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は、令和3年10月1日から信金中央金庫の代理店（取次金庫）として、外国為替業務サービスを提供させていただくことを予定しており、これに伴い、一部サービスの取り扱いが変更となりますのでお知らせします。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 外国送金取引

送金実行に要する日数が現行と多少異なる場合がございます。また、仕向外国送金の場合は、現在利用いただいている依頼書は使用できなくなり、信金中央金庫所定の依頼書を使用いたします。

#### 2. 外貨預金

お持ちの外貨普通預金口座については、一旦解約していただく必要があります。信金中央金庫で外貨普通預金口座を開設する場合は、原則として、お客様が貿易取引などの外国為替取引を行う際の決済口座として利用する場合に限りお取り扱いいたします。

#### 3. 輸出信用状取引

お客様は信金中央金庫との基本契約書を締結していただく必要があります。

なお、輸入信用状開設はお取り扱いできません。

なお、取次金庫移行後の外国為替取引開始の際は、当金庫が信金中央金庫の代理店である旨の「同意書」（被仕向外国送金は除く）にご署名のうえ提出していただきます（法人のお客様の場合は、会社と代表者ご本人様分の両方が必要になります）。

その他、不明な点は、店頭窓口までおたずね下さい。

以 上